

平成29年9月5日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成 29 年 9 月 5 日 ( 火 )  
午前 9 時 00 分から 午前 9 時 40 分まで
- 2 場 所 小 矢 部 市 役 所 特 別 会 議 室 ( 2 階 )
- 3 議 事 議 案 第 22 号 農 地 法 第 3 条 の 規 定 に よ る 許 可 申 請 に つ い て 1 件  
議 案 第 23 号 農 地 法 第 5 条 の 規 定 に よ る 許 可 申 請 に つ い て 6 件  
議 案 第 24 号 農 用 地 利 用 集 積 計 画 の 制 定 に つ い て
- 4 報 告 事 項 1) 農 地 法 第 3 条 の 3 第 1 項 の 規 定 に よ る 届 出  
2) 業 務 報 告 ・ 予 定  
3) そ の 他

出席委員 20 名

- |              |                |
|--------------|----------------|
| 1 番 高 田 法 定  | 11 番 荒 木 貞 道   |
| 2 番 宇 川 傳 治  | 12 番 日 光 善 治   |
| 3 番 中 島 一 朗  | 13 番 三 輪 和 雄   |
| 4 番 古 村 正 夫  | 14 番 大 谷 文 男   |
| 5 番 山 崎 和 英  | 15 番 西 尾 信 秋   |
| 6 番 田 悟 敏 子  | 16 番 島 倉 博     |
| 7 番 中 村 重 樹  | 17 番 水 上 俊 秀   |
| 8 番 和 田 俊 信  | 18 番 杉 森 清 弘   |
| 9 番 青 島 由 弘  | 19 番 吉 江 秀 一   |
| 10 番 高 藤 孝 一 | 20 番 前 田 真 一 郎 |

欠席委員

発言者	発言事項
会長	<p>収穫の秋を迎える頃になりました。明日から3日間ほどは雨だそうですが、今日とはとても良い天気です。早稲の刈り取り最終日くらいかなと思っております。皆様には大変お忙しい所、総会にお集まりいただきましてありがとうございます。それでは、ただいまから小矢部市農業委員会9月度の総会を開催したいと思います。</p>
事務局長	<p>すみません。ちょっとよろしいでしょうか。おはようございます。今日から、本会議が始まります。</p> <p>10時になりましたら、中座をするかもしれませんが、どうぞよろしく願いいたします。それから、もう1点なんです、8月に入りまして、富山県から昨年度生産されたお米であります。富山の新しい品種である『富・富・富』が小矢部の方にも少し配布されました。それで今日、議案の案件が終わりましたら少し食べていただくような準備をしておりますので、またこの後、農作業に取り掛かられると思いますが、少し試食をされてお帰りいただけたらと思います。そのお米は、お昼には議員の方にも少し食べていただく予定です。どうぞよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。楽しみしております。</p> <p>それでは、ただいまの出席委員は、20名全員ですので定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>議事に入る前に、本日の議事録署名委員を指名いたします。4番の古村委員さん、5番の山崎委員さんをお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○議案第22号 「農地法第3条の規定による許可申請について」計1件</li> <li>○議案第23号 「農地法第5条の規定による許可申請について」6件</li> <li>○議案第24号 「農用地利用集積計画の制定について」</li> </ul> <p>以上、3件の付議議案となっております。</p> <p>それでは、順次審議いたします。議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号8番は、面積が3,101㎡で、売買により所有権移転を行おうとするものです。農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられておりますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>

会長	それでは、○番の○○地区、○○委員さんより受付番号8番について、調査報告をお願いいたします。
○○委員	おはようございます。○○の○○です。本件は農地法3条の所有権の移転です。譲渡人は○○番地の○○さんです。譲受人は○○番地の○○さんです。申請地は○○、田が3筆の3,101㎡です。○○さんは高齢で、お子さんが遠方にお住まいで後継者がおられないことから、現在は担い手さんに委託をされています。この際、規模を縮小して農地を含めて売りたいということで、遠い親戚である○○さんに相談をされて、農地の売買に同意されました。購入されました○○さんは高齢ではありますが、お話をしたところ農業に対する意欲が高く、現在も約27,000㎡を耕作されておられます。また、今回購入された場所は、約1km離れていますが、耕作は充分可能だと思われます。今後は水田、大豆等で作付をしたいということです。なお、当該地域は現在圃場整備計画区間であり、本年度は一部工事が着工されるという旨をお伝えしたところ、全面的に協力するとの回答を得ており、問題はないと思われます。なお、補足ですが、前任者の時も、同一人物、同一条件で同様の件がありましたことをお伝えしておきます。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは、ただいまの件についてであります、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第22号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第22号については「承認」といたします。 続いて、議案23号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。
事務局	議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。 受付番号12番は、面積が5,586㎡で、温浴施設へ転用しようとするため、賃貸借権の設定を行おうとするものです。位置図については、3ページをご覧ください。 この農地は、第2種農地であり、運用通知の許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。  受付番号13番は、面積が531㎡で、一般住宅敷地へ転用するため、所有権の移転を行おうとするものです。なお、一般住宅への転用許可面積の上限は500㎡ですが、農業上利用しがたい過小残地を生ずる場合にあたり20%の加算が認められておりますので、531㎡は妥当であります。位置図については6ページをご覧ください。 この農地は、第3種農地であり、運用通知の許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。
	受付番号14番は、面積が8,699㎡で、砂利採取に伴う一時転用を行おうとするものです。位置図については、9ページをご覧ください。14番の農地は、農用地ですが、砂利採取に伴う一時転用であり、運用通知の許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。  受付番号15番は、面積が275㎡で、工場敷地へ転用するため、賃貸借権の設定を行おうとするものです。位置図については、13ページをご覧ください。 この農地は、第3種農地であり、運用通知の許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。  受付番号16番は、面積が1,070㎡で、太陽光発電設備へ転用するため、賃貸借権の設定を行おうとするものです。位置図については、16ページをご覧ください。 この農地は、第3種農地であり、運用通知の許可基準に合致しており、転用することが可能です。

	<p>受付番号17番は、面積が911㎡で、教会及び駐車場敷地へ転用するため、所有権の移転を行おうとするものです。位置図については、19ページをご覧ください。</p> <p>この農地は、第1種農地であり、運用通知の許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、17番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号12番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>〇〇地区の〇〇です。受付番号12番の報告をさせていただきます。〇〇の本社が〇〇県にありますので、私は〇〇の行政書士の〇〇さんという方に電話でお話を聞きました。これにつきましては、賃借権で20年の契約ですが、その後は永年になるだろうという話でした。それと、温泉を掘るということです。工事期間は29年10月1日から1年間。あと、排水ですが〇〇と〇〇と〇〇の町内が入ってくるということなのですが、ほとんど排水については〇〇町内が管理されているということです。排水については、その3町内の方には一応説明をして同意を得ていると聞いております。あと、温泉も掘られるということなので、温泉の排水と雨水の関係で、用水があまり広くないものですからどうされますかと聞いたら、ピットを作って調節をしながら流すということを聞いております。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。次に、〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより、受付番号13番と14番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>はい。〇〇地区の〇〇です。まず受付番号13番ですが、転用目的が住宅敷地への所有権移転ということで、譲受人が〇〇の〇〇さん、譲渡人が〇〇番地の〇〇さんです。申請地は〇〇の〇〇で位置図の7ページになります。〇〇さんについては、位置図の6ページを見てほしいんですが、県道の〇〇線になるんですが、今この道路を拡幅するということで〇〇さんの住宅がこの拡幅に引っかかるということです。〇〇さんはこのまま〇〇に住み続けたいということで、近隣の住宅地を探されて、今回の申請地に住宅を建てたいということになりました。冒頭で事務局が言われた531㎡というのも、位置図の8ページ。子供達と同居したいということで、駐車場スペースと、道が隣接しているので敷地内で車の出入りをしたいということで531㎡となっております。この申請地の〇〇なんですが、現地に行ってきたら〇〇さんの敷地の道路側に車庫が建っておりました。これに関しては〇〇さんが相続する以前、お兄さんから相続されたんですが、その前から建っていたそうです。今回のお話があって初めて違反転用していることを知りましたということで、始末書も提出されております。排水等は上下水道も完備されていますので、県道には影響はありません。</p>
	<p>続きまして、14番です。これに関しては、砂利採取に伴う一時転用です。譲受人は〇〇さんで、代表が〇〇さんです。この方は〇〇の〇〇に籍をおかれています。譲渡人が〇〇の〇〇さん、外1名は〇〇さんです。位置図の9ページをご覧ください。今回の申請地は〇〇さんの周りの田んぼになります。位置図の10ページも見ていただきたいんですが、今回は合計で8,699㎡で20筆の田んぼになっています。番地は分かれています、〇〇と〇〇とかありますが、ここは一枚の田んぼになっていまして、〇〇に関しましては、以前この用水路の向こう側で砂利採取をしていたということで、進入路のままになっていました。埋め戻そうかどうかという話をしていた所、今回の砂利採取の話が出たそうです。道路に関しても洗車場を設けて、周囲に影響を与えないということと、用水も見てきましたが、砂利を掘っても何か影響を与えるということはありません。近隣の方も同意されてますので一つ宜しくお願いしたいと思います。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。次に、〇〇より、〇〇地区の受付番号15番と16番について、調査報告をいたします。</p>

〇〇委員	<p>受付番号15番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。資料に書いてありますように、通路部分が狭く、大型車の通行に不便があったためということです。位置図の13ページをご覧ください。赤い所が今回の申請地ですが、黄色部分が〇〇の駐車場及び工場敷地となっております。15ページを見ていただきますと、図が分かりやすく書いてあると思います。緑色が今回の申請地です。今まではそのトラックヤードに入るために〇〇はクランクになっているために効率が悪く、なかなか大型車が入れないということで困っておられました。そこで〇〇さんの親の〇〇さんが亡くなられて、田んぼについては全て担い手に任されているんですが、この申請地につきましては現状は畑になっていました。ただ今の〇〇さんになりまして、この畑は耕作されておりません。ただ、草刈りなど、きちんと管理はしてありました。用排水につきましては一切問題はありません。隣接する所が住宅地でありまして、他の家に対してもまったく影響がないということを確認してきました。よろしくお願いします。</p>
	<p>続いて、16番の案件ですが、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんという太陽光発電を設置する会社でした。〇〇さんにお聞きしてきました。位置図の16ページをご覧ください。緑の部分が今回の申請地になっています。この隣接する田んぼは全て〇〇さんの所有するものと伺っております。見てもらった通り横は〇〇です。河川道路、〇〇の方から入ってらって湾曲している所なんです、ここは圃場整備をしていない所です。田渡の所なんです、この田んぼにつきましては排水の末端なので他の田んぼには迷惑は掛からないということです。〇〇さんは田んぼをやる気がなく、ご自分の飯米分が取ればいいということで一反だけ作付をされていました。他の田んぼについてもきちんと草を刈って管理はされていました。ですので、全部太陽光発電にしたかったそうなんですが、この〇〇さんが小さい企業らしくて、自分たちが一反くらいしか建設できないのでそれで堪忍してほしいということで、とりあえず1反だけお貸して太陽光発電をやるということでした。そこで工事につきましては土盛りも無し、フェンスだけはありますが、アルミの脚で立ち上げて太陽光発電をするということでした。ですから、賃借の20年は持つんじゃないかなということで、とりあえず20年の賃貸借権を設定したいということでした。両案件とも区長の同意を得ておりますので、よろしくお願いします。以上です。</p>
会長	<p>次に、9番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号17番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>おはようございます。前回、富山の自由館へ研修に行く際、事務局からここに駐車場関係の申請が出ていましたよとおっしゃられていた案件でございます。譲渡人が〇〇、〇〇さん。譲受人が〇〇の〇〇です。面積は911㎡で、所有権移転の売買でございます。目的は住居と駐車場ということになります。位置図の21ページをご覧ください。元々の物件は1、2、3番があります。2番が大きな屋根の建物です。1番と2番の2階で16名の方が住居されています。持っておられる車が11台、あと、2番の下については神殿と厨房と食堂になっております。3番の方は1番下がシャッター付の車庫で、6台停めれます。上の方はお勤めをする時の着替えの場所だと聞いてます。通常20名程、毎日のお勤めがあるそうで、月に1回か2回、60名程のお勤めがあるそうです。その60名がおいでする時に車を停める所が無い。また、遠方から来られた時に泊まっていられる方がおられるそうです。その時は2番の上の部屋につめて泊まってもらっているそうですが、元々16名おられる所に風呂の数も少ない。駐車場も足りない。風呂も混雑するというので、今回申請をされております場所に建物を建て、駐車場所も増やすということです。</p>
	<p>今度は20ページをご覧ください。〇〇番地と〇〇、〇〇番地。申請地は〇〇番地ですが、現地は田んぼ1枚になっています。赤丸がしてある所から排水するように書いてありますが、ここをふたまたぎにして搬入路がございます。本人さんにお聞きしたら、このまま搬入路を伸ばして搬入をしたいということです。トラクターが出る所に排水があるので、それを使ってこの圃場はそのまま高嶋進さんが耕作をしていくということです。排水はこっち側1本を使って、用水は2本ございますので以後田んぼをするのに問題はないということです。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、ただいまの6件についてであります、ご質問等がございますか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第23号については「承認」としてよろしいですか。</p>

全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第23号については「承認」といたします。 続いて、議案第24号「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明していただきます。
事務局	議案第24号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。内訳につきましては、4ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」の利用権設定が4件で、面積が30,653㎡であり、新規が4件となっております。 「6年以上10年未満」、「3年以上6年未満」、及び「1年以上3年未満」は、ありません。  申請の内容は5ページに記載の通りです。今回の申請は全て、農地中間管理機構である、公益社団法人富山県農林水産公社へ貸付するものです。これらについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。
会長	ありがとうございます。それではただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第24号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは、「異議なし」として、議案第24号については「承認」といたします。 これで、付議議案はすべて終了いたしました。 次に、報告事項について事務局より説明していただきます。
事務局	報告事項説明 1)農地法第3条の3第1項の規定による届出 2)業務報告・予定 3)その他
会長	それでは、ただいまの件についてでありますか、ご質問等はございませんか。
〇〇委員	すみません。私初めてなんですが、その所有者に対して何かアクションを起こさないといけないのですか。
事務局	今回の調査はまず現況を確認していただく所までです。それで、結果をいただいた上で、事務局の方で手続等を進めていきたいと思っております。
会長	農業委員さんは20名おられて、年に300筆といたら1人当たり15筆づつになるので負担にならないかなど。また皆様のご協力のほどをお願いいたします。 他に報告事項の件で何かご質問等があればお伺いいたします。

会長	<p>以上で無いようでしたら、本日の案件についてはすべて終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。</p> <p>閉会の挨拶を職務代理よりお願いします。</p>
職務代理	<p>皆さん、本日は大変ご苦勞様でございました。早稲の刈り取りももう終わりの時期かなと思っております。農作業につきましては、皆さん、充分気を付けられて事故の無いようにして、また次回の総会に出席していただきたいと思ひます。本日はどうもご苦勞様でございました。</p>
	9月総会終了

上記のとおり総会の議事録を確認する。  
なお、会長は議事録署名委員と共に署名する。

平成29年9月5日

会 長            高   田   法   定

議事録署名委員 4 番            古   村   正   夫

5 番            山   崎   和   英